



経済・府政記者クラブ資料配布

京都労働局 発表

令和5年7月13日(木)

担
当

京都労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 西 直 樹

労災管理調整官 森 泰 彦

電話 075-241-3217 (内線 231)

報道関係者 各位

令和4年度「京都労働局における過労死等の労災補償状況」

～脳・心臓疾患の請求件数は18件で前年度より14%減少

精神障害の請求件数は78件で前年度より18%増加～

京都労働局における令和4年度の「過労死等[※]の労災補償状況」を取りまとめましたので公表します。

※ 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

(1) 請求件数は18件(全国12番目)であり、前年度の21件(全国9番目)より3件減少。

【表1-1】

(2) 支給決定件数は3件で前年度より1件減少。【表1-1】

(3) 業種別の請求件数は「製造業」5件、「卸売業、小売業」3件、「運輸業、郵便業」2件の順に多い。支給決定件数は「運輸業、郵便業」が3件であった。【表1-2】

(4) 職種別の請求件数は「運搬・清掃・包装等従事者」が6件で最多。「販売従事者」3件、「専門的・技術的職業従事者」、「サービス職業従事者」、「建設・採掘従事者」がそれぞれ2件と続く。支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」が2件、「運搬・清掃・梱包等従事者」が1件であった。【表1-3】

(5) 年齢別の請求件数は「50～59歳」が9件、「60歳以上」が6件、「40～49歳」、「30～39歳」、「20～29歳」がそれぞれ1件であった。支給決定件数は「60歳以上」が2件、「50～59歳」が1件であった。【表1-4】

(6) 就業形態別の支給決定件数は「正規職員・従業員」が2件、「派遣労働者」が1件であった。【表1-6】

2 精神障害の労災補償状況

- (1) 請求件数は78件（全国10番目）であり、前年度の66件（全国10番目）に比べ12件増加。【表2-1】
- (2) 支給決定件数は28件であり、前年度に比べ倍増。【表2-1】

出来事別にみると「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が9件で最多。「同僚等から暴行又は（ひどい）いじめや、嫌がらせを受けた」、「セクシュアルハラスメントを受けた」がともに3件と続く。【表2-7】
- (3) 業種別の請求件数は「医療、福祉」が23件で前年度に続き最多。「製造業」、「運輸業・郵便業」がともに10件と続く。支給決定件数は「医療、福祉」8件、「卸売、小売業」5件、「製造業」4件、「宿泊業・飲食サービス業」3件の順に多い。【表2-2】
- (4) 職種別の請求件数は「専門的・技術的職業従事者」が22件で前年度に続き最多。「事務従事者」14件、「サービス職業従事者」13件、「運搬・清掃・梱包等従事者」10件と続く。支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」8件、「サービス職業従事者」6件、「生産工程従事者」5件の順に多い。【表2-3】
- (5) 年齢別の請求件数は「40～49歳」26件、「30～39歳」22件、「20～29歳」20件の順に多く、前年度に比べ中年層の比重が高くなっている。支給決定件数は「20～29歳」10件、「40～49歳」8件、「30～39歳」6件の順に多い。【表2-4】
- (6) 就業形態別の支給決定件数は「正規職員・従業員」が23件で前年度に比べ倍増。「パート・アルバイト」が2件、「契約社員」、「派遣労働者」、「その他」がそれぞれ1件であった。【表2-6】

表1-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況

(件)

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
脳・心臓疾患	請求件数		30	16	26	21	18
	決定件数		26	24	20	15	15
	支給決定件数 (認定率)		4 (15.3%)	4 (16.6%)	4 (20.0%)	4 (26.6%)	3 (20.0%)
うち死亡	請求件数		6	2	4	0	3
	決定件数		6	4	4	1	0
	支給決定件数 (認定率)		0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図1-1 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

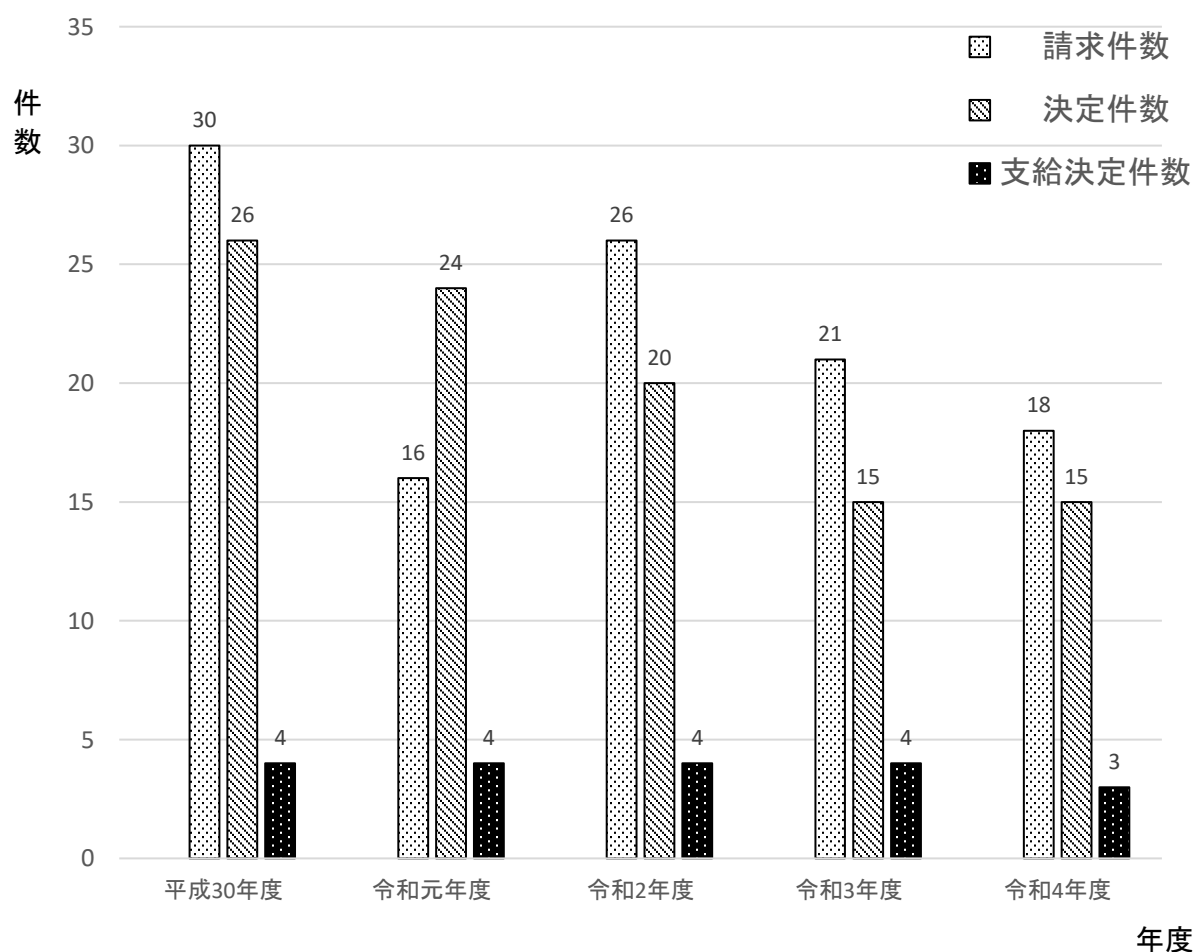


表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

業種	年度	令和3年度			令和4年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、 砕石業、砂利採取業		0	0	0	0	0	0
製造業		2	2	0	5	1	0
建設業		4	4	1	1	2	0
運輸業、郵便業		4	5	3	2	4	3
卸売業、小売業		2	2	0	3	0	0
金融業、保険業		0	0	0	0	0	0
教育、学習支援業		0	0	0	0	0	0
医療、福祉		3	1	0	1	3	0
情報通信業		0	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業		5	0	0	0	3	0
その他の事業(上記以外の事業)		1	1	0	6	2	0
合計		21	15	4	18	15	3

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図1-2 業種別構成比

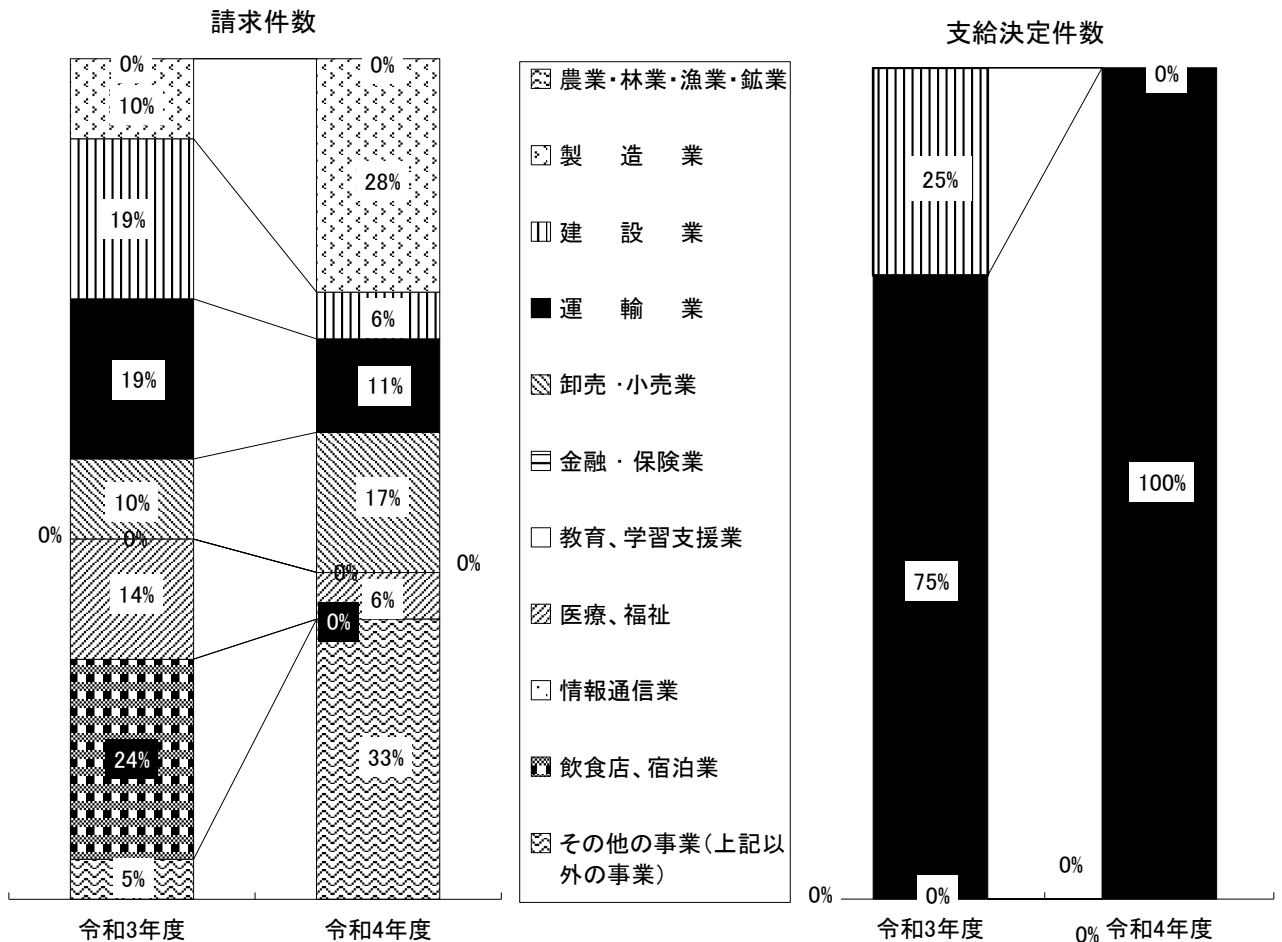


表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年 度 職 種	令和3年度			令和4年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	6	1	0	2	2	0
管理的職業従事者	1	1	0	1	1	0
事務従事者	0	0	0	0	0	0
販売従事者	1	2	0	3	0	0
サービス職業従事者	3	0	0	2	4	0
輸送・機械運転従事者	3	3	3	1	3	2
生産工程従事者	0	1	0	1	1	0
運搬・清掃・包装等従事者	3	3	0	6	3	1
建設・採掘従事者	3	3	1	2	1	0
その他の職種(上記以外の職種)	1	1	0	0	0	0
合 計	21	15	4	18	15	3

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

図1-3 職種別構成比

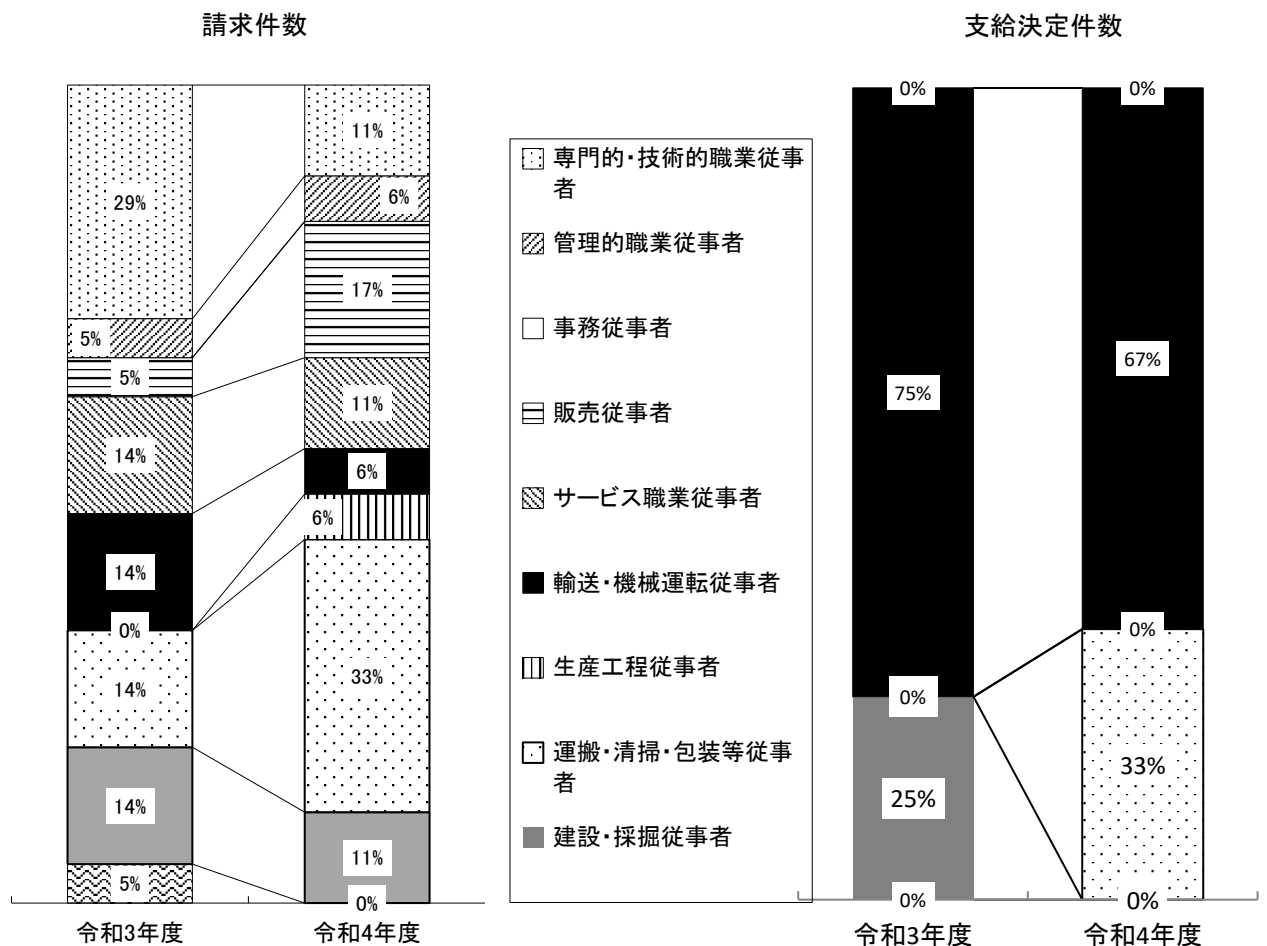


表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年齢	年度	令和3年度				令和4年度			
		請求件数		支給決定件数		請求件数		支給決定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下		0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳		0	0	0	0	1	0	0	0
30～39歳		1	0	1	0	1	0	0	0
40～49歳		2	0	1	0	1	0	0	0
50～59歳		8	0	0	0	9	1	1	0
60歳以上		10	0	2	0	6	2	2	0
合計		21	0	4	0	18	3	3	0

図1-4 年齢別構成比

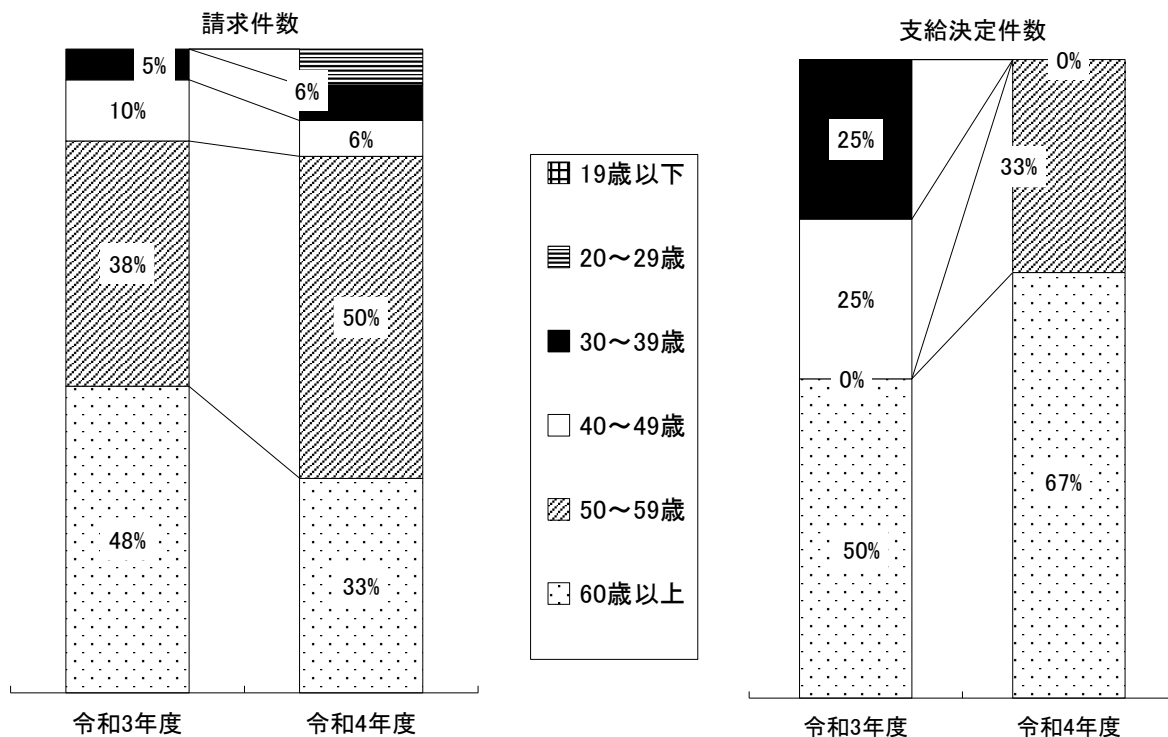


表1-5 脳・心臓疾患で「長期間の過重業務」により支給決定された事案
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度	令和4年度	
			うち死亡
45 時 間 未 満		0	0
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		0	0
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		0	0
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		1	0
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		1	0
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		0	0
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		0	0
160 時 間 以 上		0	0
合 計		2	0
(参 考) 支 給 決 定 件 数		3	0

注 本表の合計件数と支給決定件数との差は、認定要件のうち、「作業環境」により支給決定された事案の件数である。

表1-6 脳・心臓疾患の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

区分	令和3年度				令和4年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
正規職員・従業員	12	1	3	0	7	0	2	0
契約社員	0	0	0	0	0	0	0	0
派遣労働者	0	0	0	0	2	0	1	0
パート・アルバイト	1	0	0	0	4	0	0	0
その他(特別加入等)	2	0	1	0	2	0	0	0
合計	15	1	4	0	15	0	3	0

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

1 正規職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

2 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

3 派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

4 パート・アルバイト

終業の時間や日数に関係なく、勤務先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-1 精神障害の労災補償状況

(件)

区 分		年 度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害	請求件数	46	79	77	66	78
	決定件数	50	56	63	43	76
	支給決定件数 (認定率)	11 (22.0%)	23 (41.0%)	22 (34.9%)	14 (32.5%)	28 (36.8%)
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数	5	7	2	2	1
	決定件数	6	3	6	1	3
	支給決定件数 (認定率)	0 (0%)	0 (0%)	4 (66.6%)	0 (0%)	1 (33.3%)

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 精神障害に係る労災請求・決定件数の推移

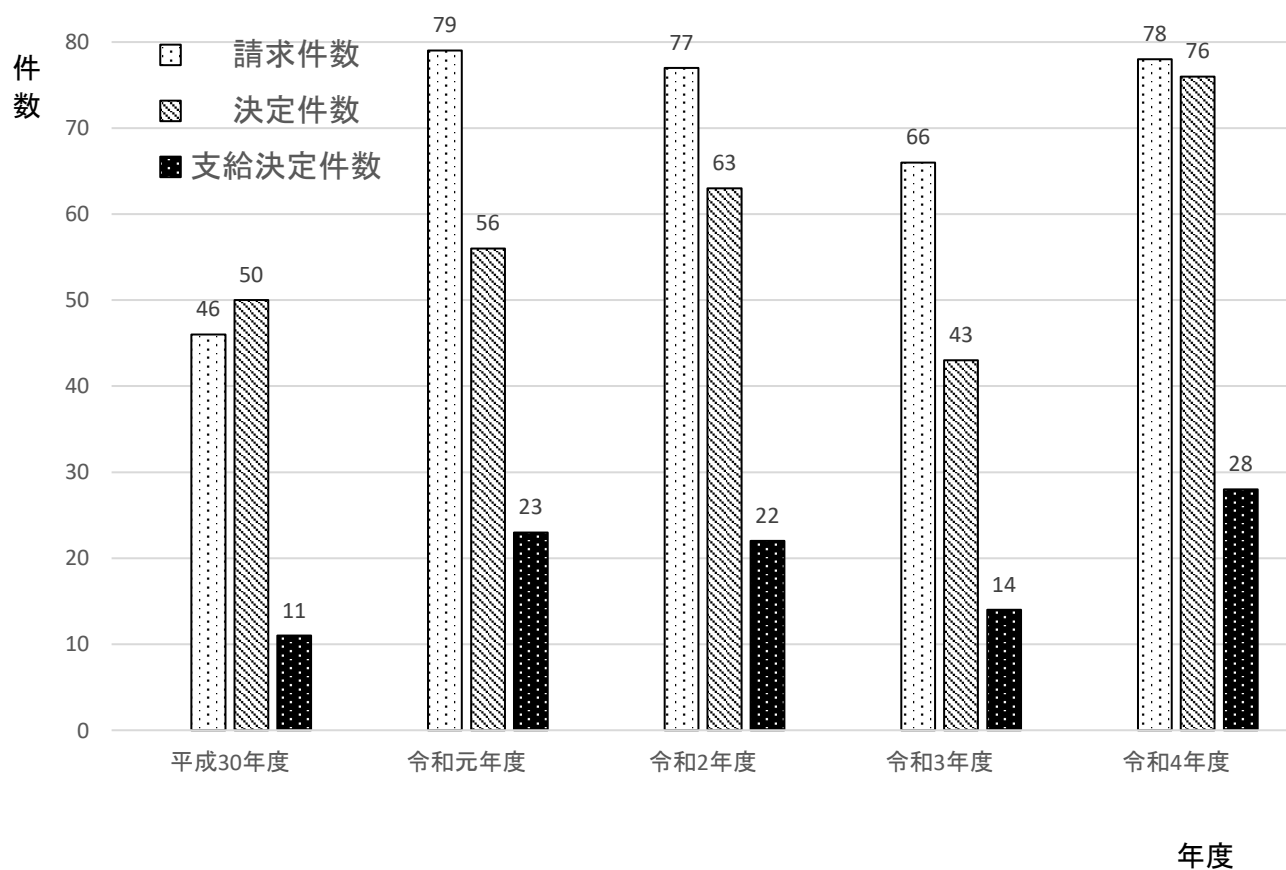


表2-2 精神障害の業種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

業種	令和3年度			令和4年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、 砕石業、砂利採取業	0	0	0	1	0	0
製造業	11	6	0	10	13	4
建設業	4	2	2	6	4	1
運輸業、郵便業	4	5	3	10	4	0
卸売業、小売業	11	10	2	8	11	5
金融業、保険業	0	0	0	1	0	0
教育、学習支援業	3	3	1	3	4	2
医療、福祉	20	5	1	23	23	8
情報通信業	0	3	1	0	1	1
宿泊業、飲食サービス業	6	3	1	7	9	3
その他の事業(上記以外の事業)	7	6	3	9	7	4
合計	66	43	14	78	76	28

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

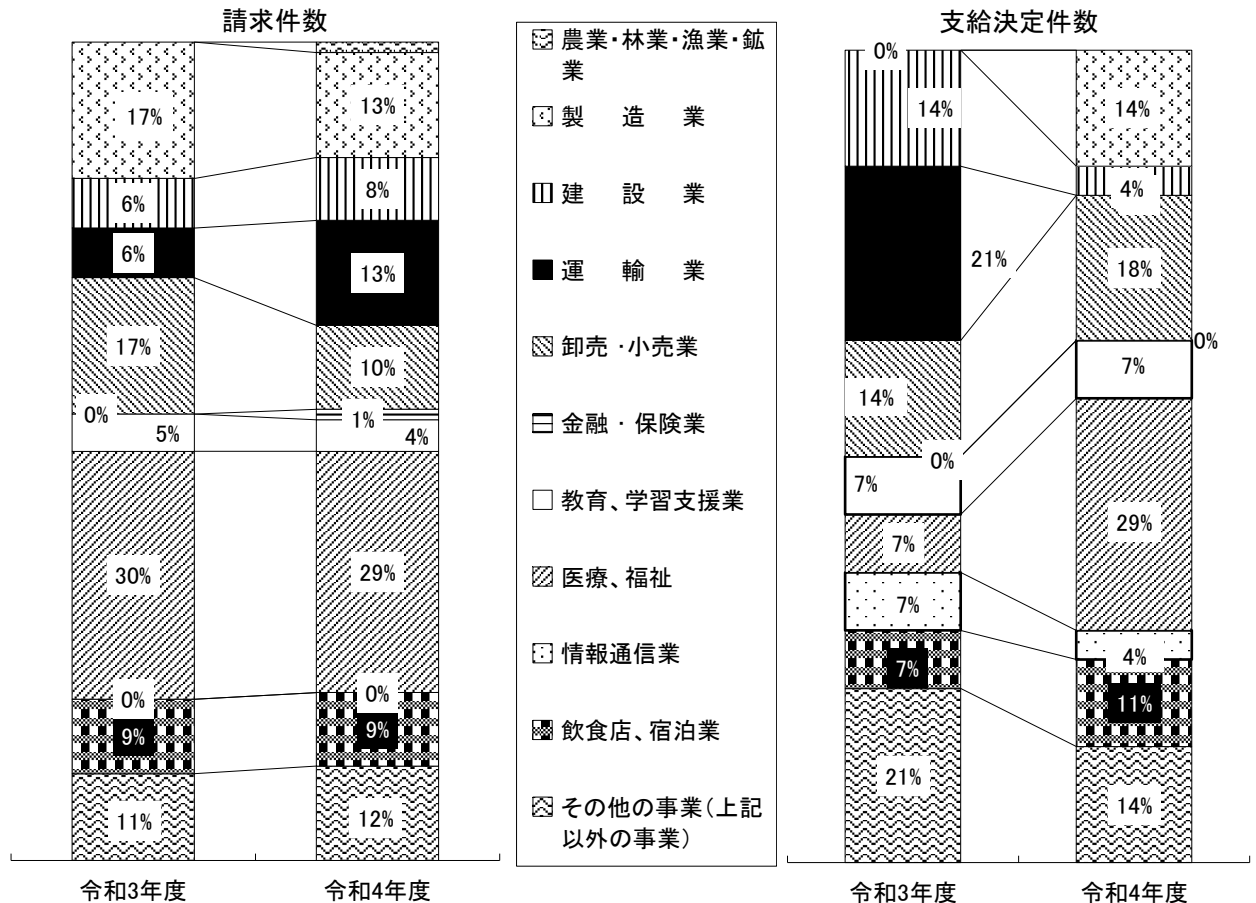


表2-3 精神障害の職種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

職 種	年 度	令和3年度			令和4年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者		17	9	2	22	21	8
管理的職業従事者		0	0	0	0	4	3
事務従事者		12	9	3	14	10	3
販売従事者		9	6	1	6	5	1
サービス職業従事者		14	5	2	13	16	6
輸送・機械運転従事者		3	5	3	3	2	0
生産工程従事者		8	5	1	8	11	5
運搬・清掃・包装等従事者		0	2	0	10	6	2
建設・採掘従事者		3	2	2	0	1	0
その他の職種(上記以外の職種)		0	0	0	2	0	0
合 計		66	43	14	78	76	28

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

図2-3 職種別構成比

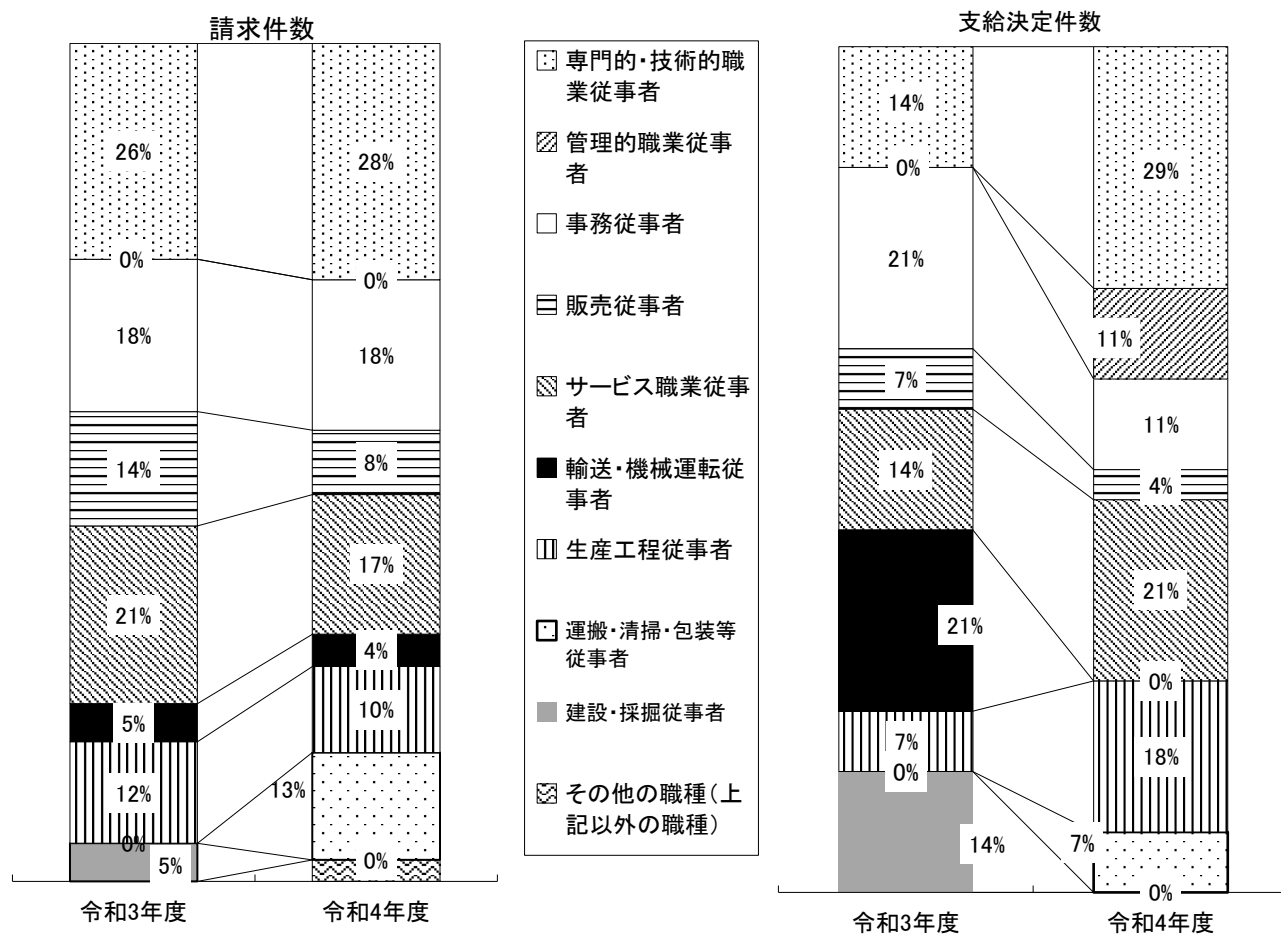


表2-4 精神障害の年齢別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年度 年齢	令和3年度						令和4年度					
	請求件数		決定件数				請求件数		決定件数			
	うち自殺 (未遂を 含む。)		うち自殺 (未遂を 含む。)	うち自殺 決定 件数	うち自殺 (未遂を 含む。)		うち自殺 (未遂を 含む。)		うち自殺 (未遂を 含む。)	うち自殺 決定 件数	うち自殺 (未遂を 含む。)	
19歳以下	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
20～29歳	20	1	15	1	7	0	14	0	20	1	10	1
30～39歳	17	0	9	0	3	0	22	1	19	0	6	0
40～49歳	15	1	14	0	2	0	26	0	19	1	8	0
50～59歳	11	0	4	0	1	0	14	0	12	1	3	0
60歳以上	2	0	1	0	1	0	2	0	3	0	1	0
合計	66	2	43	1	14	0	78	1	76	3	28	1

図2-4 年齢別構成比

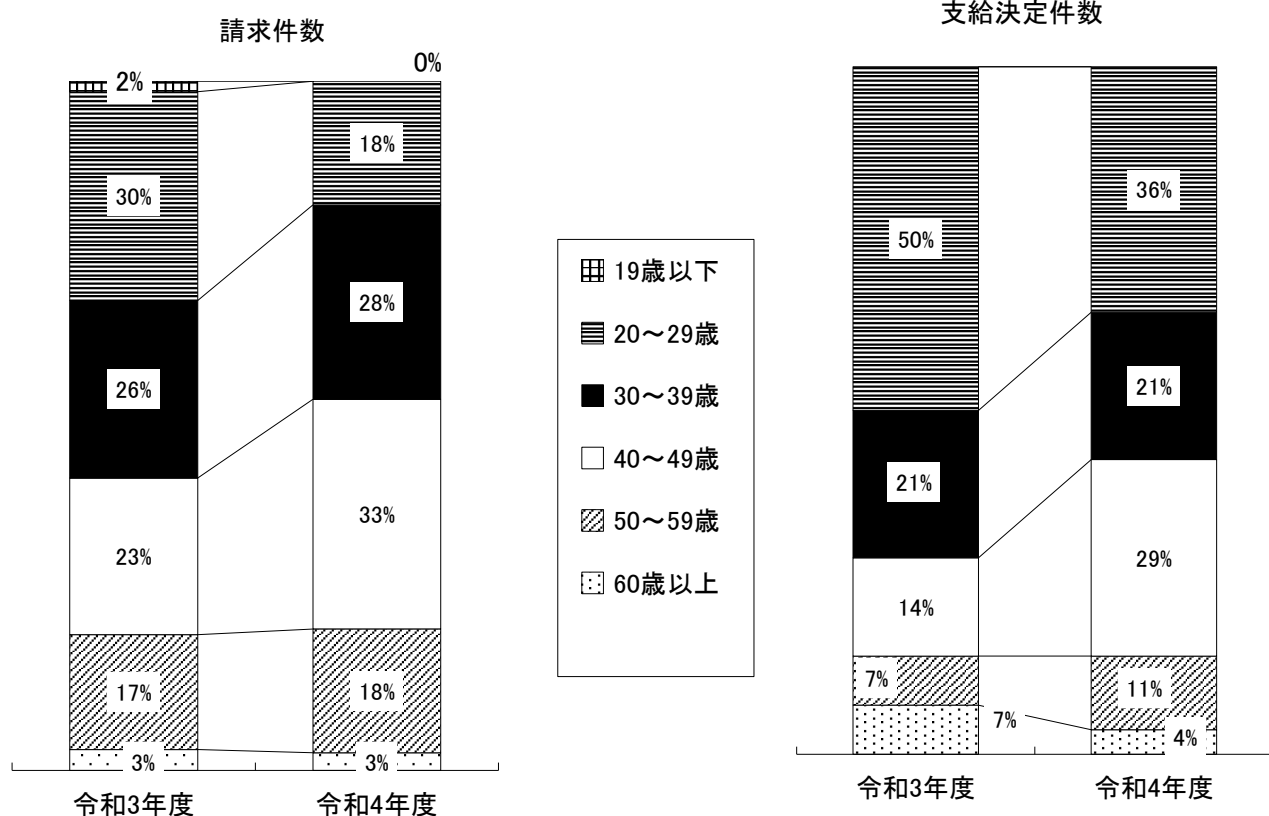


表2-5 精神障害で支給決定された事案
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度	令和4年度	
			うち自殺 (未遂を含む。)
20 時 間 未 満		16	1
20 時 間 以 上 ~ 40 時 間 未 満		3	0
40 時 間 以 上 ~ 60 時 間 未 満		0	0
60 時 間 以 上 ~ 80 時 間 未 満		1	0
80 時 間 以 上 ~ 100 時 間 未 満		0	0
100 時 間 以 上 ~ 120 時 間 未 満		1	0
120 時 間 以 上 ~ 140 時 間 未 満		1	0
140 時 間 以 上 ~ 160 時 間 未 満		2	0
160 時 間 以 上		1	0
合 計		25	1
(参 考) 支 給 決 定 件 数		28	1

注 本表の合計件数と支給決定件数との差は、PTSD又は出来事による心理的
 負荷の程度が特に過重な場合など、労働時間の長さをみるまでもなく支給決
 定された事案等の件数である。

表2-6 精神障害の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

区分	令和3年度				令和4年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	
正規職員・従業員	31	1	11	0	62	2	23	0
契約社員	1	0	0	0	1	0	1	0
派遣労働者	4	0	1	0	1	0	1	0
パート・アルバイト	4	0	1	0	11	0	2	0
その他(特別加入等)	3	0	1	0	1	1	1	1
合計	43	1	14	4	76	3	28	0

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

1 正規職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

2 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

3 派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

4 パート・アルバイト

終業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-7 精神障害の出来事別決定及び支給決定数一覧

出来事の類型	具体的な出来事	令和3年度				令和4年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺			うち自殺	うち自殺			うち自殺
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	2	0	1	0	2	0	2	0
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	2	0	1	0	5	0	2	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした								
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	1	0	0	0	1	0	0	0
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた								
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた								
	業務に関連し、違法行為を強要された								
	達成困難なノルマが課された								
	ノルマが達成できなかった					1	0	1	0
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった					2	1	1	1
	顧客や取引先から無理な注文を受けた					1	0	0	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	1	0	0	0	1	0	0	0
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた								
上司が不在になる事により、その代行を任された									
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	1	0	0	0	2	0	0	0
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	2	0	2	0	2	0	2	0
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	1	0	0	0	3	0	2	0
	勤務形態に変化があった								
	仕事のペース、活動の変化があった								
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	1	0	0	0	1	0	1	0
	配置転換があった	3	0	0	0	2	1	0	0
	転勤をした	1	0	0	0				
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった					1	0	0	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	1	0	0	0	2	1	0	0
	自分の昇格・昇進があった								
	部下が減った								
	早期退職制度の対象となった								
非正規社員である自分の契約満了が迫った 注2	1	0	0	0					
5 パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	8	1	5	0	20	0	9	0
6 対人関係	同僚等から暴行又は(ひどい)いじめ、嫌がらせを受けた	5	0	2	0	6	0	3	0
	上司とのトラブルがあった	7	0	0	0	6	0	0	0
	同僚とのトラブルがあった	2	0	0	0	7	0	0	0
	部下とのトラブルがあった								
	理解してくれていた人の異動があった								
	上司が替わった								
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された					2	0	0	0
7 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	1	0	1	0	6	0	3	0
8 特別な出来事 注2		2	0	2	0	2	0	2	0
9 その他 注3		1	0	0	0	1	0	0	0

注1 「具体的な出来事」は、平成23年12月2日付け基発第1226号第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(以下「認定基準」という。)別表1による。
 2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。
 3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。